

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月24日(火) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 12名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
事務局次長 野口武士
主任 渡邊栄美 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、10月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	9番 木村俊之委員、10番 爲ヶ井晴一委員 のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は関根推進委員、柿沼推進委員
	より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の	
調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請
	について、ご説明いたします。
	395号では申請者は親子で譲渡人は譲受人の父です。譲渡人は実家を
	離れているため耕作が難しいことから、譲受人へ贈与を行うものです。
	申請農地は、譲受人の自宅に隣接しております。
	396号では、譲受人は所有農地を確認したところ、現況が一区画の
	畑の中に譲渡人の農地があることがわかりました。さらに譲受人の
	農地は、接道がなくこの申請農地を取得しないと進入できません。
	この現況を維持し耕作するため、譲受人へ売買するものです。
	申請地は譲受人の自宅から、約300mに位置しております。
	397号では、譲渡人は耕作が難しいことから譲受人へ売買を行うもの
	です。申請農地は、譲受人の自宅から約900mに位置しております。
	機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われま
	す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、
	許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で事務局からの説明を
終了させていただきます。	
11番	受付番号395号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類
	等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	私は今般、農地法第3条の規定による許可申請の提出にあたり、
	下記のことを確認しました。
	尚、申請する土地の所在、地番、面積等は申請書のとおりです。

	<p>1 農地取得後は耕作いたします。2 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。(1) 耕作放棄による農地の荒廃(2) 耕作目的以外の用途での使用 3 農地取得後は、責任をもって耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6 番	<p>受付番号396号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は今般、農地法第3条の規定による許可申請の提出にあたり、下記のことを確認しました。</p> <p>尚、申請する土地の所在、地番、面積等は申請書のとおりです。</p> <p>1 農地取得後は耕作いたします。2 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。(1) 耕作放棄による農地の荒廃(2) 耕作目的以外の用途での使用 3 農地取得後は、責任をもって耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
10 番	<p>受付番号397号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は今般、農地法第3条の規定による許可申請の提出にあたり、下記のことを確認しました。</p> <p>尚、申請する土地の所在、地番、面積等は申請書のとおりです。</p> <p>1 農地取得後は耕作いたします。2 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。(1) 耕作放棄による農地の荒廃(2) 耕作目的以外の用途での使用 3 農地取得後は、責任をもって耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし) 特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。(起立全員)</p>

(議案第2号)	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。	
	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
	事務局より説明いたします。	
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。	
事務局	399号では、敷地を拡張するものです。申請人が住まいの建て替え手続きを進める中で、土地の調査の際に、自宅の敷地の中に農地があることが判明しました。そのため、住宅敷の拡張として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。	
	なお6ページの議案第3号第5条中、受付番号406号と関連し同号では敷地の追認を、第5条議案では建て替えに必要な道路敷地の拡張をするものです。	
	また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。	
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
	7番	受付番号399号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。	
	申請地は(詳細に説明)です。	
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。	
	母屋が老朽化し、再建築をしたく土地を調べたところ、農地に越境している事がわかりました。いつ越境したか経緯はわかりません。今回是正したいと思い申請しました。上記理由をご理解いただき許可いただけますようお願いいたします。	
	次に始末書を朗読いたします。この度の申請は母屋が老朽化し、再建築の為敷地調査を建築業者に依頼したところ、農地を宅地として使用している事がわかりました。平成12年に父から土地の相続を受けたが昔からこの区画で使用していて、宅地が	

	越境している事がわかりませんでした。今回の申請で是正し 今後は農地法を厳守しこのようなことが無いよう気をつけます。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。	
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。	
(議案第3号)	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 特に発言もないようですので、採決に移ります。	
	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、 許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は 「挙手」願います。(挙手全員)	
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第4条の規定に よる許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ 送付することに決定いたします。	
	引き続き、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の 計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、 担当委員の調査結果報告をお願いします。	
	事務局	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について ご説明いたします。410号の申請地は、令和3年1月27日付で 当初事業計画者の が倉庫用地として農地法第5条 の転用許可を受けたものです。その後計画した倉庫の 転用は行われず、事業承継者を探していたところ、この度 その承継者と同意が得られたとのこと。なお6ページの 議案第5号、受付番号407号とも関連がある案件となります。□ 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	9番	受付番号410号について調査報告いたします。まず、議案書を 朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、 添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による変更理由書が添付されていますので 朗読いたします。コロナ禍において令和二年度下期から令和三年度 全般に渡り運送車両の稼働率が大きく落ち込み、一方では運送業界の 競争激化や運転手不足の影響もあり、当初計画した新たな倉庫を 建設し保管、加工、梱包、検品、発送等これらを包括した 事業計画の遂行が資金面から難しくなり本計画を凍結しました。 本事業について、事業継承する方を探していたところ本年に 入り本事業について事業継承を受けてくれる企業との話が 纏まったところで両社ともに合意に至ったところ。以上 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
	議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。

	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号農地法第5条の
	規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の
	意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」
	願います。（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号農地法第5条の規定
	による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、
	県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第4号)	引き続き、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に
	ついてを議題といたします。ただし、受付番号405号については
	農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の
	制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に
	際しましては「委員」の退席を求めることとなります。
	事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について
	ご説明いたします。400号では、住宅の建築を計画しております。
	譲受人は、東京都西東京市に事務所を置き、昭和56年から
	主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、
	既存住宅に介在し、周辺には小学校や国道へのアクセスなど、
	多数の住宅が存在しとても住環境が良く、需要が見込めることから
	住宅8棟の建築を計画したところ譲渡人の了解を得られ建築条件
	付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については
	住宅等が連坦している区域に近接する農地で、その規模が概ね
	10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
	401号では、自己用住宅を設けるものです。□
	譲受人はアパートが手狭となり将来を考え自分の家を持ちたいと
	考えていました。申請農地は、小学校や大きな商業施設が
	近くにあり、住環境の整った場所になります。今回、
	自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については
	「第2種農地」と判断しました。
	402号では、工場の拡張を計画しております。
	譲受人は、昭和33年からゼリーやグミなどの製菓食品の製造及び
	販売を営んでいます。工場及び製造機械の老朽化も進み、
	安定した商品の提供を維持しながら設備等の更新を図るため、
	隣接した農地を工場敷地の拡張として申請するものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	403号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、市外の社員寮で生活しております。子供も大きく

なり住居が手狭となったため、自分達の家を持ちたいと
考えていました。申請農地は、すぐそばに小学校があり、市役所も
ほど近く、住環境の整った場所であることから、今回、自己用
住宅敷として申請するものです。農地の区分については、
「第1種農地」と判断しました。□
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが
申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に
規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、
の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、
許可相当になるものと思われます。
405号では、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、
行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い
建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから
施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで
今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。
なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、
土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うもの
となっています。農地の区分については、「第2種農地」
と判断しました。
406号では、農家住宅の敷地を拡張するものです。
住宅の建て替えを計画したところ、建築基準法に規定する道路に
接していないことが判明しました。
譲渡人へ相談したところ、同意を得られたことから、進入路敷
として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」
と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当□
ではありますが申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則□
第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」
として、の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。
407号では、倉庫を設けるものです。
譲受人は、川口市に事務所を置き、
法人です。近年は経営の多角化を進めており、不動産事業も
展開しております。最近需要のある高速道路や基幹道路の沿線に
おける貸倉庫について計画したところ、譲渡人の事業計画の
承継及び土地譲渡の合意を得て、倉庫敷の申請を行うものです。□
農地の区分については「第2種農地」と判断しました。□
408号では、住宅の建築を計画しております。
譲受人は、行田市に事務所を置き、昭和54年から主に
法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には大型商業施設

	<p>や国道へのアクセスなど、とても住環境が良く需要が見込めることから、今回、住宅10棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。□409号では、太陽光発電施設を設けるものです。□</p> <p>譲受人は、東京都東村山市に事務所を置き、<input type="text"/>を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで太陽光発電施設敷として申請するものです。</p> <p>なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。なお、事業計画面積としては、申請農地と宅地を含めた2435.55㎡となっております。□</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号400号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。譲受人の<input type="text"/>は不動産業を営んでおり、良好な住環境、道路交通網の整備状況である当地域への不動産の要望が直近半年の間に毎月10件程度あり、半年から一年程度で完売が予想されることから当該地における土地の提供を計画しました。当該地は都市計画法第34条第11号指定区域にあります。良好な道路交通網が整備されており、教育施設や商業施設、多数の住宅が存在している好ましい住環境であり、不動産購入の需要が高い土地であると判断しました。</p> <p>譲渡人は高齢のため農作業が困難なことから当該地の維持管理が難しく、定期的な管理が十分にできないままでは周辺農地や住民に迷惑がかかることを懸念していたため、この度譲受人の<input type="text"/>へ売却することに致しました。</p>

	以上の理由につき、ご理解の上許可を下さいます様お願い致します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
8 番	受付番号401号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、
	添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在の住まいは共に勤務先が近く便利ですが、将来は手狭に
	なることを考え専用住宅を建築することを決めました。
	市街化調整区域に広げ土地を探していたところ当該地で現在の
	住まいから近く駐車スペースも確保できるため申請に及ぶものです。
	申請地は住宅も多く、学校も近くにあり将来便利な場所ですので
	ご許可くださいますようお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
11 番	受付番号402号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、
	添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社の製品は子供から大人まで食するゼリー、グミ製品です。
	製造機械の更新はもとより、工場も古い順に更新すべく
	新工場建設に向けた準備に取り組んでおります。
	製菓工場においては近隣住宅への影響や害虫の集まり等、
	最新の品質管理と衛生管理と共に周辺環境へも配慮した
	工場建設が必要です。新たな土地取得に向けた情報収集を始めた
	ところ、第4工場建設時に断念した土地である同工場に隣接した
	申請地について内諾を得ることができました。
	申請地は従業員において各工場への移動も近く、工場間の連携も
	できるところです。このような理由から申請に至ったところす
	ので諸般の事情についてお汲み取り頂きますようお願い致します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
5 番	受付番号403号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、
	添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。

	<p>子供が大きくなり住居が手狭になり専用住宅を建設することを決め、将来を考え妻の実家周辺の市街化区域で土地を探しましたが、駐車場と庭が確保できる土地が見つからず範囲を市街化調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、本申請地は近隣に小学校があり便利な場所ですのでご許可くださいますようお願い致します。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
10番	<p>受付番号405号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地等を活用しないと事業が成立しない状況にあります。</p> <p>申請地は約1109㎡で南西側宅も確保した上で効率的にパネルが並べられ、低圧発電施設を1基設置でき、周辺環境や立地条件等から日当たりもよく太陽光発電に適した土地であり、損益シュミレーションの結果よりも採算性があると判断しました。</p> <p>ご理解の上、許可賜りますようお願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号406号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>母屋が老朽化し、再建築をしたく土地を調べたところ、建築基準法に規定する道路に接していないことがわかりました。</p> <p>譲渡人をお願いしたところ、土地を譲って頂けることになり、申請に至りました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号407号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>市内の土地は国道やバイパスも通過しており、物流系倉庫</p>

	<p>には好立地の場所として着目しておりました。今年に入り 交通の利便性もよく、既存の工業団地に隣接し倉庫建築に 向いた申請地について紹介を頂きました。譲渡人と事業計画の 継承、土地譲渡はスムーズに合意を得ることができました。 これらの事から申請に至ったところですので、諸般の事情に ついてお汲み取り頂きますようお願い申し上げます。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号408号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、 添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 1区画300㎡以上は必要で10区画ほどの建築ができるような 土地を探しておりました。市街化区域、非農地で探しましたが 条件に合致する土地がありませんでした。 申請地は敷地面積も閑静な周辺地域としてロケーションも要件を 満たしており、車移動での便の良さもあります。 許可後の工事等は隣地農地に影響が出ないように施工して参ります ので、よろしくご配慮くださいますようお願い致します。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号409号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、 添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 東隣地は太陽光発電施設、西隣地は墓地、南側は道路で 住宅地も少数であり日当たりもよく、条件が良い立地であり、 電力会社の高圧線も近くまで架空配線されているため 電力会社との連系も問題ありません。今回計画している施設 は隣接する宅地と合わせて約3840.5㎡になり、 太陽光発電規模としてはパネル合計出力351.92kWで 年間発電予想は約422,000kWhで約117世帯分の電力を 作り出すことができます。再生可能エネルギーの普及に貢献 できて地域へも電力供給という形で貢献できると思います。 敷地境界内側にはフェンスと雨水流出抑制対策提を設け 外部からの侵入を防ぎ、安全への対策を行います。 以上のことをご理解いただきますよう、お願い申し上げます。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
9 番	受付番号410号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、
	添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	令和2年度下期から3年度全般に輸送車両の稼働率が大きく
	落ち込み、輸送業界の競争激化や運転手不足の影響もあり
	当初計画した倉庫を建設し、保管、加工、梱包、検品、
	発送等を包括した事業計画の遂行が資金面から難しくなり
	本計画を凍結しました。本事業について事業継承する方を探して
	いたところ、本年に入り受けてくれる企業との話が纏まった
	ところで両社とも合意に至ったものです。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	まずは受付番号405号を除く案件について、ただいまの報告
	及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。□
	ただいま議題となっている議案第4号 農地法第5条の規定による
	許可申請の405号を除く案件については、担当委員の報告のとおり
	許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第4号 農地法第5条の規定による
	受付番号405号を除く許可申請については、許可相当の意見を
	付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、受付番号405号について、ご質疑・ご発言を
	願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当
	するため、議席番号9番 委員の退席をお願いします。
	それでは受付番号405号について、ご質疑・ご発言を願います。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 農地法第5条の規定による
	許可申請の405号については、担当委員の報告のとおり許可する
	ことに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第4号 農地法第5条の規定による
	受付番号405号の許可申請については、許可相当の意見を付して
	送付することに決定いたします。 委員の入室をお願いします。□
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より

	諸報告がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは市街化区域内農地を自己用として転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり住宅敷1件、駐車場1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。住宅敷が8件ございました。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。4件ございました。
	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、□これは、県許可のありました、9月分でございます。5条が4件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 11月の農業委員会定例会について
	② 農地相談会について
	③ 議案書回収について
	④ 12月定例農業委員会の日程
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和5年 11月 24日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	